

(7) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取扱う種苗業者の届出件数は、平成11年度には60件（新規36件，変更24件）であった。

(1) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、種苗管理センターにおいて、平成11年度には以下のとおり種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査及びほ場の立入検査をして、種苗業者の指導と種子証明を行い、不良種子の取締りと優良種苗の普及促進を図った。

a 指定種苗について、種苗法に基づき表示検査18,959点，集取試料の検査3,492点，野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査105点，種子検査3,277点，病害検査159点

b 種苗業者等からの依頼種子について、農産種子依頼検査規程に基づき種子検査と農産種子検査報告書の発行794件，国際種子検査報告書の発行314件

c 輸出用種子について、EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、集取種子の事後検定35点

d 園芸用備蓄種子について、園芸種子需給安定措置要綱に基づき合格適否検査257点（5.0万円）

イ 高機能種苗生産・流通システム確立促進事業

(7) 種子伝染性病害無病化処理技術開発促進事業

農業生産現場への健全・無病な種子の供給を図るため、物理的、化学的、生物的手法による種子伝染性病害罹病種子の実用的な無病化処理技術の開発を推進した。

(予算額 1,374万6千円)

(1) 機械化適応型バイオ苗開発促進事業

機械化に適応した優良無病苗の安定的かつ安価な生産と広域流通における品質保持を図るため、機械化適応型バイオ苗の生産から流通に至るシステムの実用化を推進した。

(予算額 2,737万8千円)

ウ 遺伝情報を活用した効率的品種育成システムの開発事業

種苗産業の共同研究体制の下、園芸作物分野において効率的かつ早期に優良な品種育成・品質管理を行うため、形質転換操作やDNAマーカーの利用等に関する実用化技術システムの開発を推進した。

(予算額 4,096万9千円)

エ 種子伝染性病害検査技術高度化事業

種苗業者等における種子の品質管理の高度化を図るため、種苗管理センターにおいて、高精度かつ簡便な

種子伝染性病害の検定手法の開発を行った。

(予算額 1,581万5千円)

オ 優良な原原種・原種の生産及び配布

種苗管理センターにおいて、馬鈴しょ、茶樹及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種・原種等の生産及び配布（平成11年度配布実績：馬鈴しょ1,541t，さとうきび290万本，茶樹6万本）を行った。

第5節 土壤保全対策

1 土壤環境負荷低減対策推進事業

土壤は、農業生産の基礎であるが、近年、有機物の投入量の減少等による地力の低下や、不適切な施肥による環境負荷が懸念されている。また、カドミウム等の有害物質による土壤の汚染が生じている一部の地域に対しては、その除去等に係る対策が求められている。

このため、施肥等の営農活動が土壤環境に及ぼす影響を低減するために必要な諸施策及び土壤中の特定の有害物質による汚染を防止する対策を以下のとおり実施した。

(予算額 2億0,504万円)

(1) 環境保全型有機質資源施用基準の設定調査

環境への影響にも配慮した施肥基準等栽培基準の設定に資するため、環境保全に配慮した農業生産を行うに当たって不良な要因を有する土壤について、その要因の解明、新たな栽培基準の設定・適用に当たって把握すべき土壤条件の解明等のための現地調査を行うとともに、主要な作物について土壤条件に対応したより効率的な肥培管理、土壤管理等を確立するための栽培試験を行った。

(2) 環境保全型土壤管理対策の推進

各都道府県において、環境的に重要な地域を中心に、土壤管理等に起因する環境負荷を把握するための調査、地域に応じた土壤管理の指針の策定及び指導を推進した。

(3) 特定有害物質等の作物吸収抑制土壤管理対策の推進

カドミウム汚染米の発生した地域及びその恐れが著しい地域において、土壤改良資材の投入及び合理的な水管理を行うことによりカドミウム汚染米の発生を抑制し、カドミウム土壤汚染による農業被害の軽減を図ることをねらいとした事業等を実施した。

2 土壌汚染防止対策事業

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「土壌汚染防止法」という。）に基づく「農用地土壌汚染対策計画」の策定等の基礎資料を得るため、現地改善対策試験を実施するとともに、これらの試験成績等をもとに対策計画を策定した。

また、重金属による農用地土壌の汚染に起因して、人の健康を損なう恐れがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されること等を防止するため、土壌が汚染された地域において、排土・客土等を行う小規模公害防除対策事業を実施した。

（予算額 3,655万円）

3 土壌保全対策管理事業

我が国農耕地土壌について環境保全上の問題点の的確な把握を行うため、土壌データ、気象データ、施肥等の営農活動のデータ等を用いて農業が環境に与える影響の診断、土壌管理方法の提示を行うシステムを開発するとともに、有機農業等に関連した土壌改良資材についての効果検証及び情報収集・提供並びに土壌管理等が与える環境負荷の把握等を行った。

（予算額 7,376万円）

第6節 農業改良資金制度

本制度は、昭和31年に農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）の制定により発足し、その後制度の再編拡充が行われ、平成11年度においては生産方式改善資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金の拡充を図った。

1 生産方式改善資金

本資金は、農業経営の改善を促進するための能率的な農業技術の導入その他の合理的な生産方式の導入に要する資金を貸し付けるものである。

平成11年度においては、生産環境改善資金において農業生産環境の悪化を防止するための機械・施設を貸付対象に追加し、環境保全型農業導入資金において化学肥料、農薬の使用の合理化を一層推進するため、貸付条件である導入すべき技術を明確にするとともに償還期間を延長したほか、野菜生産高度化資金及び花き生産高度化資金において、施設野菜生産及び施設花き生産の高度化に必要な施設を貸付対象に追加するとともに、償還期間の延長を行った。

（貸付実績 66億9,306万円）

2 特定地域新部門導入資金

本資金は、6年度にウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として創設し、中山間地域等農業の生産条件が不利な地域において、新規作物等の導入による新たな農業部門の経営を開始するのに要する資金を貸し付けるものである。

（貸付実績 11億339万円）

3 経営規模拡大資金

本資金は、農業経営の規模拡大を図るため、農用地の利用権を取得するのに要する資金を貸し付けるものである。

（貸付実績 1,000万円）

4 農家生活改善資金

本資金は、農家生活の改善を図るため農家が合理的な生活方式の導入に要する資金を貸し付けるものである。

平成11年度においては、婦人・高齢者活動資金の貸付限度額を引き上げるとともに、償還期間の延長を行った。

（貸付実績 1億2,626万円）

5 青年農業者等育成確保資金

本資金は、青年農業者その他の農業を担うべき者が今後の優れた農業生産の担い手となるために農業の技術及び経営方法の実地の習得、その他近代的な農業経営の基礎を形成するのに要する資金を貸し付けるものである。

平成11年度においては、経営開始資金に40歳以上の配偶者が新たに部門経営を開始する場合を貸付対象に追加した。

（貸付実績 55億5,161万円）

第7節 持続性の高い農業の推進

農業が本来有する自然循環機能を十分に発揮させ、その持続的な発展を図るため、土づくりを基本とした持続性の高い農業への総合的な転換促進、環境負荷低減に向けた施肥・防除等の推進、環境負荷低減に資する技術開発・普及を行った。

1 持続性の高い農業への総合的な転換促進

土づくりを基本として化学肥料・農薬の節減を図る生産方式の導入促進、温室効果ガス排出削減効果の定

量化のほか、環境と調和した農業生産の実施状況の把握等により、持続性の高い農業への総合的な転換を促進した。

2 環境負荷低減に向けた施肥・防除等の推進

有機質肥料等の品質表示の推進、臭化メチルによる土壌病害虫防除の代替技術・薬剤の開発のほか、地域の実情に即した総合的な農業安全使用推進対策等により、環境負荷の低減に向けた施肥・防除等を推進した。

3 環境負荷低減に資する技術開発・普及

排ガス低減、農業飛散防止等の対策に係る機械・技術の開発、生物系農薬の実用化を促進する基盤技術の開発のほか、環境保全的かつ省力的な養液栽培技術の開発を行った。

また、作物・土壌の状態を高精度に把握する先進的な計測技術の開発、肥料・農薬の使用量を低減する革新的技術開発等により、環境負荷低減に資する技術開発・普及を推進した。

第8節 植物防疫対策

1 病害虫防除

(1) 発生予察事業

稲、麦、いも類、果樹、茶、野菜等の病害虫を対象として全都道府県において事業を実施した。また、農林水産省でも全国の主要な病害虫の発生動向を取りまとめた病害虫発生予報を計9回発表した。

平成11年度の水稲の病害虫発生状況についてみると、病害では、①春先以降全国的に高温傾向で、夏期間(6～8月)に入ってもこの傾向が続いたことから、水稲の生育は軟弱徒長傾向であったこと、②平成10年度は北日本で梅雨明けが特定されない等不順な天候が続き、葉いもちを始め病害が全国的に多発したため、平成11年度の伝染源が豊富となったことから、いもち病の早期多発が懸念された。しかし、梅雨入り後広い地域で天候に恵まれ、かつ平成10年度が多発により生産現場での防除意欲も高かったこともあいまって、葉いもちの発生は著しく抑えられた。平成11年度のいもち病に関する都道府県の注意報は、9県から延べ11件(昨年度は40県から延べ77件)で、平成5年の大冷害以来最低数となった。

害虫では、ウンカ類の飛来が梅雨期間に数次にわたり確認されたものの、その飛来数は少なく、予防剤剤

の普及もあり「平年並み」以下の発生となった。平成11年度のウンカ類に関する注意報はトビイロウンカ1件のみとなった(10年度：警報7, 注意報16)。一方、斑点米カメムシ類については全国的に多発となった。斑点米カメムシ類の多発は、春先からの高温が原因と考えられ、飛来源である休耕地の増加に対応した要防除水準の見直しが進んでいないことも、防除が困難となっている原因ではないかと考えられている。

その他作物の普通期作では、大豆のハスモンヨトウが夏期間高温傾向が続いたことから、全国的に「やや多」の発生となった。

果樹では、平成10年度に病害が多発したため、平成11年度も多発が懸念されたが、7月上旬の梅雨前線活発化に伴うかんきつかいよう病の注意報2件のみ(平成10年はかんきつかいよう病及びなし黒斑病合わせて警報2件, 注意報23件)となり、梅雨は平年並みに明けたことから、病害の発生は抑えられた。また、果樹カメムシ類が、8月以降、かき等を中心に関東及び九州で「やや多」となった。

野菜及び花きでは、大豆同様、夏期の高温によりハスモンヨトウの発生が多かった。その他、コナガの北日本での発生が例年より早く、注意報が7件発表されるなど一部地域で発生が目立った。

病害虫の発生、防除状況は表15のとおりである。

(2) 植物防疫組織

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所については、事業の多様化、技術の高度化等に対応するため1県1所を目途とした統合整備を推進し、植物防疫体制の強化を図るとともに、発生予察、防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用等の指導を行った。また、都道府県の生産地に病害虫防除員を設置し、病害虫の発生状況調査等を行った。

病害虫防除所職員の設置、病害虫防除員の設置、病害虫防除所の運営等植物防疫事業の基礎的経費について、都道府県に植物防疫事業交付金を交付した。

(3) 農林水産航空事業

平成11年度における農業関係の農林水産航空事業実施面積は、水稲防除82万7千ha、果樹防除4千ha、畑作物防除9千ha、畜産関係5千ha、ミバエ類等防除273万9千ha、計358万3千haであった。

このうち、水稲防除の実面積は42万9千haで、関係農家数は約50万7千戸、年平均2回の散布が行われた。水稲防除の剤型別散布面積割合は、液剤93.3%(液剤散布47.7%, 微量散布30.0%, 液剤少量散布15.6%), 粒剤6.4%, 微粒剤0.3%となっている。

林業関係では、松くい虫防除10万1千haと野そ駆除

表15 病害虫発生状況及び防除状況（平成11年10月1日現在）

病 害 虫 名	発生面積 (千ha)	延防除面積 (千ha)	概 評
(イネ)			
葉いもち	452	1,727	平年並以下（ここ10年で最少発生面積）
穂いもち	337	2,015	平年並以下，関東・西日本の一部やや多
もみ枯細菌病	56	120	平年並以下
ニカメイガ	164	773	平年並以下
セジロウンカ	677	1,105	近畿，四国及び九州の一部でやや多
トビイロウンカ	81	817	少ない
コブノメイガ	330	429	関東・西日本の一部でやや多～多
イネミズゾウムシ	855	939	平年並以下
(ムギ類)			
赤かび病	63	243	平年並以下
雪腐病	62	96	北日本でやや多
(ダイズ)			
ハスモンヨトウ	39	41	広域でやや多～多
(カンキツ類)			
黒点病	71	279	中国四国及び九州の一部で多
かいよう病	21	98	平年並以下
(リンゴ)			
斑点落葉病	24	383	北日本及び関東の一部でやや多～多
黒星病	4	247	平年並以下
(ナシ)			
黒斑病	3	71	中国の一部でやや多～多
黒星病	5	137	北日本の一部では多
(ブドウ)			
べと病	6	64	平年並以下
(果樹共通)			
カメムシ類	15	115	関東及び中国四国の一部でやや多～多
(野菜共通)			
疫病	4	55	平年並以下
アブラムシ類	52	270	平年並
ハダニ類	17	70	平年並
ハスモンヨトウ	10	37	広域でやや多～多

11万9千haが主であり，計22万1千haであった。

無人ヘリコプターの防除面積は，水稻防除を中心として27万9千haであった。

(4) 農薬の安全対策

農薬の安全性を確保するため，農薬の登録に当たり，関係省庁と連携を図りながら農薬検査所において厳正な検査を実施した。

一方，農薬の安全性については，農薬の毒性評価について高度な技術及び豊富な知見と実績を有する財団法人残留農薬研究所に対し，農薬の毒性や内分泌かく乱作用のメカニズムの解析等に関する調査研究に必要な経費を助成した。

安全な農産物の生産を確保する観点から，農産物及び土壌における農薬残留の実態調査を実施し，農薬を適正に使用した場合の農産物の安全性を確認するとともに，本調査の結果等を踏まえた農薬の安全使用を推進した。

また，農薬による危害を防止するため，農林水産省，

厚生省及び都道府県の共催により農薬危害防止運動を全国的に展開し，①農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動，②農薬事故に対する適切な処置体制を確保するための医療機関との連携強化及び事故の発生状況の把握等を実施した。

さらに，環境への負荷低減対策を一層強化するため，①地域における農薬の使用状況及び環境への流出状況の調査，②水質や大気中の農薬のモニタリング及び流出メカニズムの解析等を行い，環境に配慮した農薬の使用方法を確立するとともに，合わせて農薬の安全使用の指導を推進した。

(5) 鳥獣害による農作物被害

平成10年度における鳥獣による農作物被害面積は，鳥類ではカラス，スズメ，ヒヨドリ等により13万7千haに及び，果樹，野菜等の作物を中心に大きな被害を与えた。また，獣類ではシカ，イノシシ，サル等により，中山間地域を中心に7万5千haに及び，特にシカによる畑作物被害が目立った。

2 植物検疫

(1) 輸出入検疫

平成11年においては、栽植用苗・球根9億個、種子2万8千t、切り花15億本、生果実166万t、野菜127万t、穀類・豆類3,422万t、木材1,653万㎡、その他雑品871万tについて、輸入検疫を実施し、また、栽植用苗球根等約34,000件について輸出検疫を実施した。

(2) 国内検疫

平成11年度においては、種馬鈴しょの春作、秋作用春作及び秋作について、北海道ほか9県において原種ほ及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検疫を実施した。

また、果樹苗木の移動に伴う病害虫のまん延防止及び健全果樹苗木の確保のため、植物検疫所において、かんきつ類、りんご、ぶどう、もも、おうとう及びなしの母樹について、果樹母樹のウイルス病等検査を実施した。

このほか、奄美、沖縄、小笠原からのアリモドキゾウムシ等の寄主植物の移動取締を実施した。

(3) 緊急防除

植物防疫法（昭和25年法律第151号）における緊急防除の規定に基づき、鹿児島県熊毛郡上屋久町及び屋久町（屋久島）において発生したアリモドキゾウムシ及び屋久町において発生したイモゾウムシと北海道旭川市及び増毛町に発生したナシ枝枯細菌病を対象に防除区域を指定し、撲滅に向けて徹底した防除を実施した。

その結果、平成7年から北海道において発生したナシ枝枯細菌病菌を撲滅した。

第9節 協同農業普及事業

農業改良助長法（昭和23年法律第165号）に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に活用することができるように、国と都道府県が協同して行う農業に関する普及事業（協同農業普及事業）を実施した。

1 協同農業普及事業交付金

協同農業普及事業の基礎的経費については、各都道府県の農業人口、耕地面積、市町村数等に基づき、国から都道府県に対し、協同農業普及事業交付金を交付した。

（予算額 295億4,582万円）

なお、協同農業普及事業交付金の交付対象となった事業の内容は次の通りであった。

(1) 普及職員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と改良普及員を設置した。

ア 専門技術員

各都道府県の中心的な試験研究機関及び本庁において、試験研究機関、関係団体等と密接な連携を保ちながら、それぞれの専門項目について調査研究を行うとともに、改良普及員に対する研修、指導援助を行う職員として、都道府県に専門技術員を設置した。

また、専門技術員の専門項目として、農業関係に稲及び麦、野菜及びいも類、果樹、花き、乳牛及び肉用牛等技術に関する14項目並びに普及指導活動（農業）及び普及指導活動（青少年）の2項目が、生活関係に労働衛生、居住環境、生活経営、農産物利用及び食品加工並びに普及指導活動（農村生活）の5項目が設けられるとともに、専門技術員の任用は、各都道府県が自県の農業事情等を勘案し、国が定める一定の資格を有する者の中から行った。

なお、専門技術員の平成12年3月31日現在の設置実数は645人（うち農業関係547人、生活関係98人）であった。

イ 改良普及員

地域農業改良普及センターに所属し、直接農業者に接して農業経営又は農村生活の改善に関する普及活動を行う職員として、都道府県に改良普及員を設置した。ただし、一部の改良普及員にあっては農業者研修教育施設（道府県農業大学校）に所属し、農業後継者たる農村青少年等の研修教育を担当した。

なお、改良普及員の平成12年3月31日現在の設置実数は、9,832人（うち農業関係8,459人、生活関係1,373人）であった。

(2) 普及職員の活動

ア 専門技術員

専門技術員の活動として、改良普及員の行う農業経営及び農村生活の改善に関する普及指導等を円滑に進めることを目的として、県内の地域農業改良普及センター、普及指導現場の巡回等による改良普及員への指導、改良普及員の研修等を実施した。

また、普及指導活動の充実等の観点から、試験研究機関との連携を図るとともに、農業の生産現場で生じている技術及び経営に係わる問題の解決方法等に関する農業者のほ場等での実証調査、あるいは地域の農林漁業と農山漁村生活の実態に適応した生活関係の技術に関する実験研究等の調査研究を実施した。

さらに、専門技術員の調査研究又は改良普及員への指導を円滑に行うために必要な分析・診断機材、資材

等の整備を行った。

イ 改良普及員

改良普及員の活動は、地域農業改良普及センターの管内の実情に応じていくつかの部門等を分担し、

① 管内をいくつかの地域活動に区分し、それぞれの活動地域ごとにチームを編成して行う活動方式

② 管轄区域内全体を対象として専門部門等を分担して活動を行う方式

③ ①、②の併用による活動方式

等の活動手法により管内において、総合的、計画的に普及指導活動を行っている。また、重点的に普及指導活動を行う必要性の高い個別農業者、法人、集団又は地域を重点指導対象として設定するとともに、その成果を周辺地域に波及させることにより、効果的、効率的な活動を推進することとしている。

また、こうした活動手法を用いた具体的な改良普及員の活動として、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進める観点から、直接農業者に接して、次のような活動を実施した。

ア 農業経営及び農村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導を行うための所属する地域農業改良普及センターの管内の巡回指導及び農業者等に対する相談。

イ 試験研究機関等で開発された新技術等の実証展示を行うための実証ほの設置又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定

ウ 農業経営及び農村生活に関する情報資料の農業者等への適時、適切な提供

エ 農業者を対象とした研修会や講習会の開催

(3) 地域農業改良普及センターの運営

改良普及員の活動の拠点として、改良普及員が行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた普及指導活動の推進、市町村、農業協同組合等との連絡を緊密にし、農業者に対する情報提供及び新規就農を促進するための活動を行うことを目的として、各都道府県の条例に基づき、地域農業改良普及センターの設置・運営を行った。なお、平成12年3月31日現在の地域農業改良普及センター数は508であった。

また、地域農業改良普及センターにおいて、総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、改良普及員相互の緊密な連絡の下に、改良普及員の事務分担や活動体制の決定、概ね5年間にわたる普及指導基本計画及び毎年度の普及指導年度計画の樹立を行うとともに、地域農業改良普及センターを拠点とした普及指導活動の効率的・効果的な推進、農業者への有益な情報の提

供及び新規就農の促進を図るため、次のような事業を実施した。

ア 農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に関する情報の提供に必要な機材、実習指導用機材等の整備

イ 農業者への有益な情報の提供や新規就農の促進に資するための、農業者、集団、青少年及び技術、経営、普及指導活動等に関する情報の整理・提供

ウ 改良普及員の現地活動等に使用する巡回指導用車両の整備

エ 地域農業改良普及センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体に関するニーズの把握及び普及活動に対する評価、関係機関・団体との役割分担についての協議等を行う地域農業改良推進協議会等の開催

オ 改良普及員の任用資格を有する者が改良普及員の産前産後の休暇又は育児休業中その普及指導活動を代替して行う産休等改良普及員代替職員の設定

カ 新規就農に向けた啓発を行うための交流会・研修会の開催及び就農相談員の設置

キ 普及指導活動に関する課題の収集、地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等を行う普及情報協力者の設置

(4) 普及協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えられるよう、新技術の実践や農村青少年の育成等を行う先進的農業者、農産加工等の事業について識見を有する者を普及協力委員として委嘱し、これらの者が改良普及員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を実施した。

(5) 改良普及員の研修

国及び県段階における計画的な研修の実施を通じ、農業技術の高度化、農業経営の専門化、農業者の生活の多様化等に対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、改良普及員の資質の向上を図ることを目的とし、次のような研修（国が実施する研修への派遣を含む。）を実施するとともに、このために必要な分析・診断機材、視聴覚機材等を当該研修を実施する施設に整備した。

ア 地域農業改良普及センター段階における研修

新任期の改良普及員の普及指導活動に対する基礎指導力を確立するための研修、現地の技術課題等を解決するための適切な普及指導活動の方法等についての研修及び改良普及員の自己能力を開発・向上するための研修の実施

イ 県段階における研修

新任期の改良普及員に対する集合研修、高度先進的技術等専門技術の強化のための研修、地域農業の組織化等地域の総合的な課題解決のための研修、地域農業改良普及センターにおける企画・管理上の諸問題解決のための研修及び先進的技術・知識、普及指導方法等を習得するための国内外の大学・試験研究機関等への留学派遣研修の実施

ウ 国段階における研修

新任の改良普及員を対象とした新任研修、中堅普及職員を対象とした農政課題研修や技術研修、新任の所長を対象とした地域農業改良普及センター所長研修等の実施

(6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の指導者の育成について、改良普及員の日常の普及指導活動に加え、次のような取組を通じ、優れた青年農業者の育成を図った。

ア 農村青少年に対し、その成長段階に応じ、就農意欲を喚起し、近代的な農業経営を担当するにふさわしい農業生産技術、農業経営技術、農家生活技術等を計画的に習得させるための研修や、その集団活動を促進させるための研修（農林水産省農業者大学校での研修教育のための派遣を含む。）の実施

イ 農村青年の研修教育等に励みと目標を与え、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農業青年を「青年農業者」として認定するとともに、これらの者を対象とした研究会、先進地調査等を実施

(7) 農業者研修教育施設（道府県農業大学校）の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）に長期の研修教育を行うための養成部門を置くほか、県の農業及び農村の実情に応じ、当該施設に養成部門の卒業者に対しより高度の研修教育を行う研究部門及び個別技術等の短期研修を行う研修部門を設置した。

各部門ごとの具体的な事業内容としては、養成部門においては、専門課程及び専攻コースを設け、講義、実習等により、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者として必要な技術及び知識を体系的かつ実践的に習得させること、研究部門においては、専攻区分を設け、経営環境の変化に迅速に対応し得る、より高度な経営管理能力を効率的に習得させること、また、研修部門においては新規就農希望者、青年農業者、中堅農業者、先進的農業者等幅広い層を対象に、経営の発展段階、地域における役割等に応じて、農業又は農家生活に関する知識及び技術を体系的に修得させること

を目的とした研修教育を実施した。さらに、これらのために必要な機材等の整備を行った。

また、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修、教務担当研修等の職員研修及び指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育法法統を習得させるための研修（国が実施する研修への派遣も含む。）を実施した。

2 協同農業普及事業の効率的・効果的な推進

協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

(1) 普及水準の高度化

ア 効率的で安定的な農業経営の育成、水田営農の活性化等の緊急課題に対処し効果的な普及活動等を実施しうる知識等を付与するため、緊急課題研修事業を実施した。また、先進的・革新的新技術の早期普及、環境保全型農業の推進等の課題に対処し得る知識・技術等の修得を図るため、国が実施する研修及び他県の先進的な地域農業改良普及センターに派遣する先進技術特別研修事業を実施した。

（予算額 6,978万円）

イ 普及職員の国際感覚の醸成、企業的経営管理に関する指導感覚の付与、専門項目等に関する知識の高度化、若手改良普及員の実践的な指導能力の向上等を図るため、国内外の大学、試験研究機関、民間企業、ビジネススクール、先進農家に派遣する留学派遣研修事業を実施した。

（予算額 1億7,022万円）

ウ 普及職員の経営指導における実務面での技術向上を図るため、通信教育講座を受講させる通信教育事業を実施した。

（予算額 1,620万円）

エ 国際化の進展により、県の農業を振興する上で緊急に対応することが必要な課題に関し、海外の農産物の生産・流通の実情、経営状況、技術水準、普及手法等について調査を行う、国際化対応緊急海外現地調査事業を実施した。

（予算額 3,730万円）

オ 専門技術員として必要な知識及び技術の水準を高め、資質の向上と改良普及員に対する指導力の向上を図るため、専門技術員研修事業を実施した。

（予算額 1,657万円）

カ 試験場で開発途上の有望な技術について、現地

実証の実施等により現場への導入を行いつつ、当該技術開発の完成を図るため、必要な機材等を専門技術員室及び地域農業改良普及センターへ整備するとともに、各種情報の迅速な提供、相談への効率的な対応が可能な体制の確立のため、地域農業改良普及センターと農業者等を結ぶローカルネットワークの整備を行う現地活動強化特別事業を実施した。

(予算額 1億420万円)

(2) 高度な技術・経営等の普及指導

ア 緊急生産調整推進対策及び水田麦・大豆等生産振興緊急対策の実施と並行し効率的かつ安定的な経営体の育成を念頭に置きつつ、生産者・地域の自主性を尊重した望ましい水田当農・畑作当農を実現に向け、濃密な経営・技術指導を行い、その成果の速やかな波及を図るための水田麦・大豆等当農緊急推進普及活動事業を実施した。

(予算額 2億4,041万円)

イ 認定農業者担い手となる人材の高度かつ多様な養成等に的確に対応するため、関係機関との連携のもとカウンセリング・コンサルテーション方式を活用した個別経営に対する総合的支援、技術課題の迅速な解決のための実証試験活動等の推進と農業改良資金の有効な活用に関する普及指導活動を行う経営体育成普及活動事業を実施した。

(予算額 7億6,528万円)

ウ 農業が環境と調和した持続性の高い農業の早期定着を実現させるため、都道府県において導入すべき生産方式を具体的に提示するとともに、普及組織における展示ほの設置・運営、農業者に対する濃密な普及活動及び農業者大学校における農業者への体系的な研修を行う持続的農業技術普及促進事業を実施した。

(予算額 1億8,500万円)

(3) 生活関係普及事業の強化

ア 農業者自らが農業労働の改善・快適化を図っていくことを促進するための農業労働快適化推進事業を実施した。

(予算額 2,639万円)

イ 家族員の役割分担や就業条件について、家族全員が合意し、その内容が経営方針に明確化されている新しい家族経営体を育成するために新しい家族経営推進運動事業を実施した。

(予算額 4,039万円)

ウ 生活関係の改良普及員が農村生活の新たな課題に関しプロジェクト活動を実施し、地域の特性を踏まえた高度な技術を確立し、普及活動水準の向上を図るため、生活関係技術確立推進事業を実施した。

(予算額 3,209万円)

エ 女性の視点を生かしつつ、地域の慣習や景観などの生活全般について新たな手法を用いて見直し、改善し、行動するためのルールづくり等の活動を促進するため、農山漁村快適環境創造活動促進事業を実施した。

(予算額 2,648万円)

オ 農業経営や農村生活に関する知識・技術の普及、女性の能力発揮・地位向上に関する啓発等を図るため、(社)農林放送事業団に委託して、女性の自発的な活動の優良事例の紹介等を内容としたビデオを制作し、その貸し出しを行った。

(予算額 688万円)

カ 農家・農村生活の変化に対応し、都市地域とは異なる観点からの総合的な対策の推進を図るため、(社)農村生活総合研究センターに対して助成し、農村生活に関する調査研究、技術開発等を行い、情報提供及びコンサルタント活動等を実施した。

(予算額 1億3,076万円)

キ 生活関係研修

平成11年度の農林水産省生活技術研修館における生活関係研修受講者の実績は次のとおりである。

	コース数	延べ日数	延べ受講者数
農林水産省			
職員研修	4	14	80
生活関係			
普及職員研修	15	95	234
生活関係地方公			
共同体			
職員研修	1	5	9

そのほか海外研修生の受け入れなどを行っている。

(予算額 2億円)

(4) 普及情報活動の充実強化

普及職員の普及指導活動の高度化、効率化に必要な各種情報を全国の普及組織等に迅速に提供するため、(社)全国農業改良普及協会に対して助成し、①普及情報ネットワークのシステムのマルチメディアシステムへの対応とその管理運営、②地域の課題解決に貢献可能な人材情報の収集提供、③新たな農政上の課題へ対応した普及指導活動やネットワークシステムを活用した新しい普及指導活動の推進のための調査研究等の事業を実施した。

(予算額 1億5,738万円)

(5) 制度資金の活用についての指導・援助

農業者が自主的に生産方式の改善や特定地域における経営の開始、農家生活の改善、青年農業者等の育成

確保の促進等により農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする農業改良資金について、その活用等について指導・援助を行った。

また、自立経営農家の育成のための総合資金の貸付及び効率的かつ安定的な育成のための経営体育成総合融資制度の活用等について指導・援助を行った。

第10節 新規就農者・青年 農業者の育成確保対策

意欲と経営能力に優れた青年農業者等の育成確保を一体的かつ効果的に進める観点から、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」(平成7年法律第2号)に基づき講じる支援措置のほか、全国、都道府県、市町村の各段階における円滑な就農の支援を行う体制の確立、農業者の生涯にわたっての高度な技術の研修教育等を行うための施設の整備等により、他産業経験者を含めた新規就農者・青年農業者対策の充実強化を図った。

1 新規就農者に対する資金面での支援

農内農外からの新規就農の増大を図るため、青年及び近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるための知識及び技能を有する中高年齢者に対し、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金(就農支援資金)及び新たな農業経営の開始等に必要な資金(青年農業者等育成確保資金(農業改良資金))の無利子貸付けを行った。

(就農支援資金貸付実績 16億70百万円)

(青年農業者等育成確保資金貸付実績55億56百万円)

2 全国及び地域段階における就農支援体制の整備

(1) 青年農業者育成確保推進事業

青年の就農促進と経営の定着を図るため、青年農業者の育成確保の目標となる都道府県、市町村段階における人材育成方針の策定を進めるとともに、都道府県青年農業者等育成センターにおける就農関連情報の提供、認定就農者の発展を支援する青年農業者組織の機能強化を図った。

(予算額 3億4,787万円)

(2) 他産業経験者等就農促進総合事業

他産業経験者等の幅広い就農促進を図るための就農促進方針及び研修プログラム等を作成するとともに、啓発活動等を実施した。

(予算額 7,536万円)

(3) 農業農村生涯教育施設整備事業

道府県農業大学校において、先進的な研修教育を実践的かつ生涯にわたる体系的なものとして実施するために必要な研修教育施設を整備した。

(予算額 16億7,500万円)

(4) 新規就農円滑化対策事業

地域農業の中核的担い手を育成するという観点から、新規就農者の受入れと地域への定着を進めるための現場実践方式による研修事業及び離農農家等の農場を新規就農者等にリース方式により円滑に継承する事業を実施した。

(予算額 3億5,954万円)

(5) 農業教育推進事業

文部省と連携を図りながら、小・中学生等を対象とした幅広い農業体験学習を支援するため、普及組織において、農業副読本等の作成、宿泊滞在型の農業農村体験の場の設定を行うとともに、県農業大学校指導職員による実践的な指導方法の研究等の活動を実施した。

また、新たに地方都市において、他産業従事者が働きながら学べる就農準備研修を実施した。

(予算額 1億875万円)

(6) 農村青少年研修教育団体事業等

ア (社)全国農村青少年教育振興会に助成して、他産業従事者が働きながら学べる就農準備校の全国10か所での開設、農村青少年を対象とした先進農家留学研修、全国農業青年交換大会等農業青年の全国段階での各種交流会を実施するとともに、企業及びその在職者を対象とした就農相談活動等を実施した。

また、企業退職者の農業への転職を促進するため、インターネットを活用した就農準備校の教材開発、地方拠点都市での就農研修フェアの開催等を行った。

(予算額 3億9,103万円)

イ (社)国際農業者交流協会に助成して、農村青少年を米国、欧州等の先進農家へ1～2年間派遣し、農業経営の実地体験をさせる農業実習生海外派遣事業等を実施した。

(予算額 4,192万円)

ウ 青年農業者の育成に重要な役割を果たしている民間の研修教育施設(鯉淵学園、八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園)の研修教育の効果を高めるために必要な教育施設の整備、指導職員の設置等に対して助成した。

(予算額 3億2,790万円)

(7) 農業者大学校の運営

国自らが運営する農業後継者教育機関である農業者大学校において、青年農業者に対し3年間の特色ある教育を行い、幅広い視野と応用能力を付与し、自ら近代的な農業経営の担い手となるべき優れた人材を育成した。

(予算額 2億7,646万円)

第11節 女性・高齢者対策

1 農山漁村男女共同参画の推進

(1) 農村地域における少子高齢化対策として農村地域における女性の定住・定着、農村社会の活性化を推進するために、女性による農業関連活動を支援するために農村女性起業支援対策を実施した。

(予算額 1億5,000万円)

(2) 「男女共同参画2000年プラン」(平成8年12月)に示された方向に沿って、農協の理事等女性の参画の指標・目標を策定し、到達度合いの調査、男性を含めた家族及び地域社会での意識啓発等を行う農業・農村パートナーシップ推進事業を実施した。

(予算額 1億5,393万円)

(3) 家事労働等も配慮した労働ピークの軽減、定期的な休日の確保等を可能とするための総合的な労働力調整支援体制の確立を支援するために地域農業労働改善総合モデル事業の整備を行った。

(予算額 2,948万円)

(4) 地域のリーダーとなる女性農業者の農業技術・経営管理、マーケティング等の能力向上を図るための普及活動を推進するとともに普及組織が農村高齢者の農業関連活動を支援する先進的女性農業経営者等育成事業を実施した。

(予算額 1億456億円)

(5) 普及事業において、農村女性の位置づけの明確化、能力発揮等に関する実態や意向の把握、解析等を内容とするプロジェクト研究を関係機関と連携して行うための農村女性関係活動高度化事業を実施した。

(予算額 515万円)

(6) 農村女性の自主的グループ活動等を助長し、アグリウエルカムプランに即した情報発信拠点の整備、異業種交流セミナー等の開催を行うための農山漁村生活開発推進事業に必要な経費を(財)農山漁村女性・生活活動支援協会に対し助成した。

(予算額 7,533万円)

2 農山漁村高齢者対策

高齢者対策を強力に推進するため、「農山漁村の高齢者に関する中長期ビジョン懇談会報告」(平成7年6月)を踏まえ、市町村農山漁村地域高齢者ビジョンの策定、高齢者の能力向上等を通じた人づくり、高齢者の活動の場づくり等を行う「農山漁村高齢者ビジョン推進実践事業」を実施した。

(予算額 1億8,659万円)